

# 資料編



## 1. 地域福祉懇談会実績

期間：令和2年1月28日から令和3年1月20日

No.	開催日	地区	人数
1	1月28日(火)	石崎地区	34
2	2月1日(土)	東湊地区	42
3	2月8日(土)	矢田郷地区	41
4	2月13日(木)	西湊地区	27
5	2月14日(金)	徳田地区	48
6	2月17日(月)	高階地区	33
7	2月18日(火)	御祓地区	51
8	2月20日(木)	袖ヶ江地区	26
9	2月22日(土)	和倉地区	30
10	2月26日(水)	能登島地区	43
11	2月27日(木)	南大呑地区	19
12	8月6日(木)	中島地区	89
13	9月16日(水)	北大呑地区	10
14	9月24日(木)	田鶴浜地区	63
15	1月20日(水)	崎山地区	19

## 2. 七尾市健康福祉審議会規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、七尾市民ふれあい福祉条例（平成16年七尾市条例第128号）の規定に基づき、七尾市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

**第2条** 審議会は、保健福祉に関する諸計画の策定や進行管理、健康福祉に関する重要事項及び福祉施設等整備計画に関する事項を調査審議する。

### (委員)

**第3条** 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 地域の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

**第4条** 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

**第5条** 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (分科会)

**第7条** 審議会に、専門の事項を審議するため、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 地域福祉分科会

- (2) 高齢者福祉分科会
- (3) 障害者福祉分科会
- (4) 児童福祉分科会
- (5) 保健医療分科会

**2** 各分科会は、委員15人以内で組織する。

**3** 審議会の委員は、委員長の指名により、いずれかの分科会に属するものとする。

**(委員の報酬)**

**第8条** 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年七尾市条例第43号）の定めるところによる。

**(事務局)**

**第9条** 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

**(その他)**

**第10条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 七尾市健康福祉審議会委員名簿（令和2年度）

五十音順

氏 名	所 属	備 考
岩 永 由起子	七尾商工会議所	
岡 田 文 貴	(一社) 石川県社会福祉士会	
奥 村 義 治	(一社) 七尾市医師会	
川 淵 正	七尾市ボランティア連絡協議会	
國 下 茂	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
藏 定 伸	七尾市民生委員児童委員協議会	副委員長
国 分 由紀子	市民代表	
先 川 孝 一	石川県歯科医師会七尾歯科医師会	
櫻 井 定 宗	七尾市法人立保育連絡協議会	
佐 藤 一 郎	七尾市町会連合会	
津 田 博 美	(福)七尾市社会福祉協議会	令和3年1月13日～
(南 紀 一)	〃	委員長 ~令和2年12月17日 委員 ~令和3年1月12日
松 原 隆 夫	石川県能登中部保健福祉センター	委員長 令和2年12月18日～
村 中 和 彦	七尾市立小中学校校長会	
森 光 弘	七尾市総合福祉施設協議会	
若 林 稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和2年6月23日～
(廣 澤 郁 夫)	〃	～令和2年6月22日

## 3. 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、七尾市健康福祉審議会規則（平成16年七尾市規則第75号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づく、地域福祉分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

**第2条** 分科会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の重要事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 分科会の委員（以下「委員」という。）は、規則第7条第3項に該当する者のほか、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 有識者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 事業者・施設関係者
- (5) 地域の代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、当初の委員の任期は、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

2 委員に、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

**第5条** 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 分科会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

### (意見の聴取)

**第7条** 分科会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

**第8条** 分科会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

### (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会委員名簿(令和2年度)

五十音順

氏 名	所 属	備 考
大 森 俊 彦	市民代表	
川 淵 正	七尾市ボランティア連絡協議会	
神 野 正 博	(一社)七尾市医師会	
斉 藤 秀 雄	能登鹿北商工会	
佐 藤 一 郎	七尾市町会連合会	副会長
千 場 恵美子	七尾市女性団体協議会	
津 田 博 美	(福)七尾市社会福祉協議会	令和3年1月13日～
(南 紀 一)		～令和3年1月12日
久 木 稔 夫	七尾市老人クラブ連合会	令和2年6月29日～
(南 朋 之)	〃	～令和2年6月28日
飛 弾 和 男	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
本 丹 孝 一	市民代表	
松 本 清 春	石川県能登中部保健福祉センター	
守 世志子	七尾市民生委員児童委員協議会	会長
山 口 清 典	特定非営利活動法人 清寿会	
若 林 稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和2年6月23日～
(廣 澤 郁 夫)	〃	～令和2年6月22日

## 4. 七尾市健康福祉審議会・同地域福祉分科会開催実績（令和2年度）

開催日	内 容
令和2年	
6月25日	第1回 七尾市健康福祉審議会 ・市長からの諮問事項（計画策定）について ・審議会及び各分科会の今年度の主な取組について
7月21日	第1回 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・令和元年度の主な取組実績について ・令和2年度の主な取組について ・第3次七尾市地域福祉計画の策定方針について
10月27日	第2回七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画（案）について
11月27日	第3回七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画（案）について
12月18日	第2回 七尾市健康福祉審議会 ・各計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和3年	
1月4日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
1月27日	第4回 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画（案）について ・令和2年度の主な取組実績について
2月19日	第3回 七尾市健康福祉審議会 ・各計画（案）について ・令和2年度各分科会の取組実績について
2月24日	市長へ答申

## 5. 関係法令

### ○七尾市民ふれあい福祉条例

希望と安心に満ちた福祉社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の下、幸せの実感を求める福祉の心は、すべての人たちが人格的にふれあって共感し、誰もが可能な限り住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくことである。

そのためには、人間としての尊厳と人格の自由な発展が守られ、自ら生きがいをもって、安心して社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、様々なハンディキャップを持つ人たちの障壁を取り除くことが大切である。

市民の福祉は、基本的人権とそれに基づく権利・義務、社会的保障・相互扶助と自立・自助努力、社会連帯と自己責任の結合によってもたらされるものであり、人間性の尊重と個人の主体性を基本としながら、お互いの理解を深め、共に助け合い、共に生きるという考えに立ち、市、市民及び事業者が一体となって、すべての市民のための地域福祉を実現していかなければならない。

ここに、私たち七尾市民は、このような福祉のまちづくりを総合的に推進し、「希望と安心に満ちた福祉都市」を創造することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

### (趣旨)

**第1条** この条例は、市民のより豊かで生きがいのある生活と幸せを実感する福祉の理念を明らかにし、市、市民及び事業者それぞれの責務と役割の下に、福祉のまちづくりに関する基本的事項を定め、もってその総合的推進を図る。

### (基本理念)

**第2条** 福祉のまちづくりを推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり
- (2) 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり
- (3) 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

### (基本的方向)

**第3条** 福祉のまちづくりに関する施策は、次に掲げる基本的方向に基づき実施するものとする。

- (1) 市民がお互いに理解しあって地域で共に生きていく社会をつくるため、コミュニティの形成や住民主体の福祉ネットワーク活動を総合的に進めるなど、地域福祉推進基盤の整備を図ること。
- (2) 市民が地域社会の中で自己決定に基づき自立し、自由な意思を持って社会活動に参加できるよう生活及び都市環境における心理的かつ物理的障壁を除去するなど、バリアフリー社会を推進すること。
- (3) 市民が社会福祉の問題を自らの問題として考え、福祉のまちづくりへの参加やボランティア活動の展開など、様々な形で支え合う人間性豊かな社会の実現を目指すこと。

## 第2章 基本的視点と責務

### (基本的視点)

**第4条** 福祉のまちづくりは、人間尊重、主体性尊重及び地域生活尊重の共生の理念を大切にし、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担って推進するものとする。

2 福祉サービスを有機的に提供するため、施策のあらゆる分野において福祉の視点を取り入れられるように努めるとともに、関連する施策を体系化し、総合的に推進することにより、サービス利用者の生活の質的向上を図るものとする。

### (市の責務)

**第5条** 市は、第2条に規定する基本理念及び第3条に規定する基本的方向に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、国、県及び関係機関との連携を図るものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設で市民の利用に供するものについて、高齢者、障害者、児童その他日常生活において福祉サービスを必要とする者（以下「高齢者、障害者等」という。）の意見を尊重しながら整備を進めるものとする。

### (市民の責務)

**第6条** 市民は、地域社会の一員として、互いに理解し、共に助け合い、支え合うことにより、福祉コミュニティの形成に努めるものとする。

2 市民は、自らが主体者となり、地域福祉の充実、確立に努めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに参加し、市が実施する施策に協力するものとする。

3 市民は、市が実施する各種の福祉サービスを等しく受ける権利を有するとともに、その福祉サービスの提供に伴う応分の負担を負うものとする。

### (事業者の責務)

**第7条** 事業者は、地域社会を構成する一員として、その事業活動が地域社会と密接に関わることを配慮し、福祉のまちづくりに関する市の施策に協力するものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設で市民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようバリアフリーのための整備を進めるものとする。

## 第3章 地域福祉の展開

### (地域福祉計画の策定)

**第8条** 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、地域福祉計画を策定し、社会福祉事業の健全な発達を支援するとともに、提供するサービスの適切な利用を推進するものとする。

### (地域社会の連帯と共生)

**第9条** 市民は、地域社会の一員であり、地域福祉は住民共通の課題であることを認識し、相互の連帯を強め、自主的かつ継続的な地域の福祉活動に参加するとともに、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

2 市及び事業者は、住民主体の原則に立ちながら、地域社会を基盤として体系化された在宅福祉サービスの充実を図り、地域福祉の向上に努めるものとする。

#### **(地域福祉の推進)**

**第 10 条** 市、市民及び事業者は、協働してコミュニティの組織化に努め、多様な福祉ニーズに対応する福祉ネットワークを構築して、共に生きる理念に基づく地域福祉を推進するものとする。

#### **(地域活動組織の連携)**

**第 11 条** 社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核的な組織として、地域の福祉ニーズの把握、福祉人材の養成等、社会福祉資源の活用及び市民参加型福祉活動の展開に努めるものとする。

2 民生委員及び児童委員は、社会福祉協議会並びに社会福祉関係機関施設及び団体と連携し、地域における高齢者、障害者等の日常的かつ継続的な支援体制を強化し、市民、ボランティア等と協働した福祉活動の展開に努めるものとする。

#### **(ボランティア活動の展開)**

**第 12 条** 市は、市民及び事業者の福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の形成、活動機会の充実、社会的支援体制の整備等、必要な施策の展開に努めるものとする。

2 市民は、自らの意思により、持てる技能及び時間等の提供により、主体的にボランティア活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用している者がボランティア活動に参加しようとするときは、業務に支障のない範囲において必要な便宜の供与に努めるとともに、自らもボランティア活動に参加するよう努めるものとする。

#### **(福祉人材の確保)**

**第 13 条** 市及び事業者は、社会福祉活動に関わる専門職員の知識及び技術を適切に評価するとともに、積極的に福祉人材の養成及び確保に努めるものとする。

#### **(福祉教育の推進)**

**第 14 条** 市は、すべての市民が相互の人格を認め合い、高齢者、障害者等に対する正しい理解を深めるため、福祉教育の実践等、地域福祉の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

## **第 4 章 市民の福祉の総合的推進**

#### **(家庭生活の維持向上)**

**第 15 条** 市民は、自ら生活の自立と能力の保持に努め、家庭生活の維持及び向上を図るものとする。

#### **(市民の生活相談援助)**

**第 16 条** 市及び事業者は、生活困窮、在宅介護、児童保護、母子寡婦、保健・医療等福祉に関する市民の相談に適切に対応できるよう相談体制の整備に努めるものとする。

#### **(子どもの権利の保護)**

**第 17 条** 市、市民及び事業者は、子どもの人格の完全かつ調和のとれた発達のため、子どもを養育する責任を持つ保護者とともに、正しい愛情と理解の下で保護されるよう努めるものとする。

### **(子育て支援の推進)**

**第 18 条** 市は、安心して産み育てられる社会を実現するため、子育て支援の総合的施策を推進するものとする。

2 市民は、子どもが心身ともに健全な発達を保障するための家庭環境、教育・保育環境及び地域環境における子育て支援に協力するものとする。

3 事業者は、安心して産み育てられる子育て支援のため、保護者の就業機会の確保及び雇用関係の安定に協力するものとする。

### **(高齢者、障害者等の日常生活支援)**

**第 19 条** 市は、高齢者、障害者等が快適に日常生活又は社会生活を送ることができるようにするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるようにするため、居宅における介護の支援体制及び社会福祉施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **(成年後見等の援助活動)**

**第 20 条** 市は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で財産管理や身上監護、その他の福祉的支援を必要とするものの成年後見又は地域福祉権利擁護のため、自己決定権及び自己能力を尊重の上、関係機関及び事業者と連携しながら適切な援助に努めるものとする。

### **(地域福祉活動への参加)**

**第 21 条** 市民は、身近な生活の場において高齢者、障害者等が安心して日常生活又は社会生活を送られるように、援助を求める家族を助け、共に支え合う地域福祉活動に協力するものとする。

2 事業者は、それぞれが持つ技能や技術を十分に発揮するため、高齢者、障害者等の福祉ニーズに対応した人的及び物的環境条件を整備し、必要なときに、必要なサービスを、できる限り身近なところで提供できるよう努めるものとする。

### **(健康の保持増進)**

**第 22 条** 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、協働して生涯を通じて健康で生きがいのある健康まちづくり運動を展開するものとする。

### **(保健・医療・福祉の連携)**

**第 23 条** 市は、市民が必要とする在宅保健福祉サービス等について、福祉サービスと連携した保健・医療の総合的サービスを適時受けることができるよう関係機関及び事業者とともに保健・医療・福祉の連携を図り、総合的なサービス提供システムの確立とそのための基盤の整備に努めるものとする。

## 第5章 生涯学習活動及び就業支援等

### (生涯学習等の推進)

**第24条** 市は、市民が住み慣れた地域において、生きがいを持って暮らすことができるよう、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動等、地域の社会活動や交流に参加する機会の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市及び事業者は、福祉制度及びサービスについての学習、介護機器等の利用体験等、福祉学習及び福祉体験機会の充実に努めるものとする。

### (福祉情報の提供)

**第25条** 市は、多様化かつ高度化する福祉ニーズに対応し、福祉に関する情報伝達手段の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (勤労者福祉の増進)

**第26条** 市は、勤労者福祉の向上に資するため、広く就業機会を創出し、雇用機会の拡大に努めるものとする。

### (高齢者、障害者等の就業支援)

**第27条** 市は、関係機関及び事業者と緊密に連携して高齢者、障害者等の就業機会の確保及び拡大並びに雇用関係の安定に努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等の就業についての理解を深め、市及び関係機関の施策に協力するものとする。

### (就業機会の確保等)

**第28条** 事業者は、就業機会の確保及び雇用関係の安定に努め、その雇用する勤労者の労働環境の向上及び福利厚生の充実に努めるとともに、その家族の福祉の増進に努めるものとする。

## 第6章 生活及び都市施設の整備

### (快適な住環境の整備)

**第29条** 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するための公共施設や交通環境の整備及びバリアフリー対応の住宅の普及に努めるものとする。

### (公営住宅の整備)

**第30条** 市は、住宅に困窮する市民の生活の安定及び福祉の増進を図るため、公営住宅の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の場合における高齢者、障害者等の住宅は、その特性に配慮し、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(平成9年石川県条例第5号)に基づく住宅整備基準に適合するように努めるものとする。

### (一般住宅の整備)

**第31条** 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、前条第2項の規定と同様に高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用

することができるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

#### (関係法令等に基づく施設整備)

**第 32 条** 市及び事業者は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）で規定する特定建築物及び石川県バリアフリー社会の推進に関する条例で規定する公益的施設及び特定公益的施設について、公共の福祉増進のため、必要な整備を進めるよう努めるものとする。

#### (交通環境の整備)

**第 33 条** 市は、高齢者、障害者等が自らの意思で安心して移動できるよう国、県及び公共交通事業者等と連携し、安全かつ快適な交通に配慮した環境整備に努めるものとする。

2 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるよう、所轄する公共交通機関の整備、充実に努めるものとする。

#### (防犯及び防災対策の推進)

**第 34 条** 市は、高齢者、障害者等が安心して安全に日常生活又は社会生活を送ることができるようにするために、防犯及び防災に関する必要な施策を講じ、かつ、市民及び関係機関が連携する防犯・防災ネットワークの確立に努めるものとする。

## 第 7 章 健康福祉審議会

#### (健康福祉審議会)

**第 35 条** 市長の諮問に応じ、保健福祉に関する諸計画の策定や社会福祉に関する重要事項その他健康の増進と福祉の向上及び健康福祉施策の推進を図るため、七尾市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 8 章 雑 則

#### (委任)

**第 36 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## ○社会福祉法（抜粋）

### （包括的な支援体制の整備）

**第 106 条の 3** 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

**2** 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### （市町村地域福祉計画）

**第 107 条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

**2** 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

**3** 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## ○成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

### （市町村の講ずる措置）

**第 14 条** 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年

後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

### （地方再犯防止推進計画）

**第8条** 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

**2** 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

# 6. 地区別地域福祉懇談会意見集約

## 袖ヶ江地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	単身高齢者の見守り	高齢者ゴミ出し、除雪	町内コミュニケーション不足	単身高齢者の増加	地域の担い手不足	空き家の増加	浸水被害の対策	気軽に集まれる場所	担い手不足(役員、行事)
↑									
家族・親戚 など									
↑									
隣近所・友人 など	隣を気にかけて声かけ、挨拶	お互い様、この先通る道	無責任にならず、近所へ一語ごあいさつ	1 同居してほしい 2 見守りしてもらおう		2 相続責任をもつ	1 日頃から災害に備える、土のうを用意する		1 小さい時から積極的に参加する
↑									
互助 共助	班・町内会	1 役割認識、協力 2 班で話し合う、助ける	1 回覧板は手渡しする等、話し合う		1 話し合う			1 近所の人を誘い合う	2 声かけ
↓									
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 町会と連携			3 巡回してもらおう			2 個人でできない人への支援方法の検討		3 班編成見直し、子ども参加の行事
↓									
活動団体・組織					3 協力要請をする			2 行事企画、場所の提供	2 声かけ
↓									
専門機関やサービス	3 サービス利用を呼び掛ける					3 活用方法を考え てもらう		3 公家浴場等集まれる場所	
↓									
行政・社協						1 法整備	3 治水、排水など根本的な工事を行う		

	4班			5班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	担い手不足(町内会)	夜道が暗く危険	引きこもり高齢者対策	少子高齢化	単身高齢者の支援	空き家の増加
↑						
家族・親戚 など	3 本人だけでなく協力する					1 空き家バンクに登録
↑						
隣近所・友人 など	2 何度も繰り返し声かけ					1
↑						
互助 共助	班・町内会	1 班や町会で話し合う		3 町会として要望活動	1 町会が積極的に係る	
↓						
身近な福祉活動者 民生委員 など					2 民生委員・推進員が協力	
↓						
地区や地域の活動団体・組織				2 地区として要望していく		
↓						
専門機関やサービス						
↓						
行政・社協	2 補助事業による街灯の設置			1 企業誘致、働く場所の創出	3 行政サービスを手厚く、情報共有、連携	

## 袖ヶ江地区の結果

- 1位 地域の担い手不足
- 2位 高齢者の見守り
- 3位 高齢者の生活支援
- 4位 空き家の増加
- 5位 防災対策

### 御祓地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	複合商業施設がない	独居高齢者の見守り	介護が受けられない	ゴミ集積場がない	働く人材不足	移動手段	ゴミ当番が負担	パトリアの再開	行事参加者の減少
家族・親戚 など	3 利用を増やす	1 近くに来て世話し て欲しい					1 近隣に頼む	3 買い物を頻繁に	
隣近所・友人 など	2 声掛け、見守り	2 声掛け、見守り		3 お互いに協力			2 いつもダメと言わ ない	3 買い物を頻繁に	
班・町内会				2 行政と協力	3 地域の役割の統 合を考える		3 行政へ要望		
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 日常的な見守り	2 日常的な見守り	2 行政へのつなぎ						
地区や地域の 活動団体・組織	2 商店の誘致	3 地域の集まりを 維持して欲しい	3 維持して欲しい		2 マッチングを上手 くしてほしい	3 サービスを考え ていく			1 弁当を出すイベント
専門機関やサービス				1 中立的な立場で 設置	1 マッチングを上手 くしてほしい	2 バス会社が協力	2 積極的に参加		
行政・社協	1 商店の誘致	1 対策を考えて欲 しい	1 欲しい	1 中立的な立場で 設置		1 小回りのバスを 考えて欲しい	1 誘致		

自助

↑

互助  
共助

↓

公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買い物へ行けない	町の行事存続	災害時の避難	家族の介護負担	通学路の見守り	役員なり手不足	高齢者の安否確認	空き家管理・修理	ゴミ分別とゴミ当番
家族・親戚 など	3 子どもを大事に 育てていく	3 子どもを大事に 育てていく	3 普段から話し合う	3 自分でも 遠くても親戚を頼 る		2 自覚を持つ	1 町会長、近所へ 依頼	1 管理義務	1 務めてもらう
隣近所・友人 など	3 声かけ	1 互いに声かけ			3 声かけ		2 日頃からの見守り		2 ホラナイフ、協力
班・町内会	2 呼びかけ	2 参加する意識を 育てる	2 町内での勉強会		1 全体で見守る	1 依頼を続けていく	3 日頃からの見守り	3 見守り(安全確 認、家族へ連絡)	3 見守り確認
身近な福祉活動者 民生委員 など					3				
地区や地域の 活動団体・組織					2 PTA、地域づくり が				
専門機関やサービス	1 移動販売実施 情報提供			1 施設での介護					
行政・社協		1 高齢者に分かり やすい情報提供				2 OBがしっかり地 域に入っていく			

自助

↑

互助  
共助

↓

公助

	7班			8班			9班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	交差点停止線薄い	呼鈴対応しない	世代間交流の場	介護の負担	自分の健康	相続始末と問題	買い物に行けない	空き家増加	歩道がない
↑									
家族・親戚 など		1 呼鈴を取り換える。連絡先報告	2 参加呼びかけ、一緒に参加	1 自分で見る、対処	3 話し相手の協力	1 元氣なときに取り掛かる	1 徒歩で行く		
隣近所・友人 など				3 話してストレス発散		2 相談	3 買ってきてあげる		
↑							2 乗り合わせで行く	連絡し家の状況を知らせる	
互助 共助	2 町会長から交安に申し入れ	2 行政への申し入れ	1 集まる仕組み作り					2 空き家情報の共有	3 強く要望する
↓									
身近な福祉活動者 民生委員 など		1 呼鈴の可視化など呼びかけ	1 交流サロン、児童館合同イベント						
地区や地域の活動団体・組織			1 イベント						
専門機関やサービス			3 御蔵川大学共同イベント	2 悪化患者の自分の時間をくれるサービス作り					
↑									
行政・社協	1 交安委員会に対応してもらう	2 呼鈴の補助				3 相談対応		1 連絡先を把握する	1 危険を周知

自助

互助  
共助

公助

	10班		
	1位	2位	3位
自分・個人	ゴミ当番・ゴミ出し問題	認知症徘徊	買物支援・通院補助
↑			
家族・親戚 など	2 親の事を気にかける		2 市内であれば協力
隣近所・友人 など		1 ゆるやかな見守り	
↑			
互助 共助	1 一学年以上を役から外すルール作り		
↓			
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 遠方の人やできない人の補助	2 月1の高齢者訪問	
地区や地域の活動団体・組織			
専門機関やサービス			1 パトリア、コンビニ、移動販売
↑			
行政・社協		3 包括や市へ繋ぐ(情報提供)	3 移動販売、配食サービスの実施

自助

互助  
共助

公助

御蔵地区の結果

- 1位 ゴミ集積場、ゴミ当番
- 2位 高齢者の見守り
- 3位 介護が受けられない、家族の介護負担
- 4位 買い物に行けない
- 5位 複合商業施設(パトリア)の再開

徳田地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	コミュニケーション減 積極的に挨拶、 声かけ	免許返納後の移動 お願ひし合える関 係づくり	高齢・障害者の生活支援	免許返納後の移動	高齢者世帯の増加	地域の担い手不足	単身高齢者の安否確認	通学路上の危険箇所	買い物に行けない
家族・親戚 など	3	3				1 自ら進んで協力		3 補修、清掃	
隣近所・友人 など	2 声掛け	3 お願いし合える関 係づくり	3 日常の見守り		1 普段の声掛け、 見守り	3 誘い合って参加			
班・町内会	3 イベント等工夫				2 定期的な声掛 け、見守り	2 ホランティアを含め 積極的に声かけ	町全体で見守り 1 連絡体制の構築	2 確認、補修	
身近な福祉活動者 民生委員 など			1 日常の見守り		3 定期的な声掛 け、見守り		2 定期の見回り		
地区や地域の 活動団体・組織				3 協議会で検討、 実施					3 1, 2に協力
専門機関やサービス	2 民間業者が頑張る			2 移動手段のしく み検討、実施					訪問販売ルート 2 拡大
行政・社協	1 乗合タクシー		2 支援策を利用	1 新たな制度			3 民生委員等に屋内に 立ち入る権利を付与	1 道路拡幅、伐採、 その許可	1 業者との調整役

自助 ↑  
共助 ↓  
互助 ↓  
公助 ↓

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買い物に行けない	通学路整備	行事等への関わり少	近所の交流が薄い	買い物が困難	高齢者等の避難体制	単身高齢者の支援	通学路の安全確保	担い手不足(ボランティア)
家族・親戚 など	3 タクシー等で買う			2 積極的な行動					
隣近所・友人 など	2 依頼されたら送る			3 近所の人などに 声掛け	3 気にかける 目につくところに			1 自分の子は見る	
班・町内会	1 班で意見をまと め、即連へ依頼			1 声掛け、気配り	1 助言、代行補助、 情報提供	2 声かけ、協力、家 族への連絡	3 情報提供		
身近な福祉活動者 民生委員 など	2		1 案を出す	2 移動販売実施の 働きかけ	2 避難場所、対策 を周知	1	組織作り、 情報まとめ		1 組織作り、 情報まとめ
地区や地域の 活動団体・組織			2 1とともに考える	3 もっと踏み込んだ サービスの助言					
専門機関やサービス	1 移動販売		3 講師してもらう					2 防犯パトロール、 声掛け	
行政・社協		3 整備依頼						3 道路整備	

自助 ↑  
共助 ↓  
互助 ↓  
公助 ↓

	7班			8班			1位	2位	3位
	1位	2位	3位	1位	2位	3位			
自助	高齢者移動支援	同居高齢者の見守り	高齢者の引きこもり	災害時の高齢者対応	地域の防犯・防災	地域の担い手不足	1位	2位	3位
↑				2 日頃から準備	1 日頃から防犯	2 地域の実情把握、積極的参加			
	3 見守り			3 日頃から安否確認					
↑				1 声掛け、安否確認	3 見守り、声かけ				
互助		1 新聞受け、回覧版、夜の電気確保、夜		1 声掛け、安否確認	2 見守り、声かけ	1 誘い、声かけ、役割分担			
↓		2 認			2 ネットワーク活動				
		3							
↓			2 訪問						
公助			3			3 活動を盛んに			
	2 民間の買い物バスや移動サービスなど								
	1 サービスの提供、バスなど					3 共同の町づくり、ががオンライン作成			

徳田地区の結果

- 1位 高齢者・障害者の見守り
- 2位 移動手段
- 3位 買い物に行けない
- 4位 通学路の安全確保
- 5位 コミュニケーションが少ない(近隣の交流少ない)

### 矢田郷地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	自身認知症の薬管理	高齢者の危険運転	単身高齢者の見守り	単身高齢者増加	交通の便が悪い	担い手不足(役員等)	単身高齢者増加	買い物に行く手段がない	地域活動の低下
↑									
自助									
↑									
互助									
↓									
公助									

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	担い手不足(地域活動)	単身高齢者増加	風水害の増加	単身高齢者増加	子どもの減少	行事参加率低下	交通手段がない	担い手不足(地域活動)	単身世帯の生活支援
↑									
自助									
↑									
互助									
↓									
公助									

	7班								
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自助	買い物をする場所がない	近くに用事を頼める人がいない	移動手段がない						
↑	2 生協・通販の利用								
	1 代わりに買う	2 急がないものを頼む							
互助	3 最終手段	1 頼みやすい	3 最終手段						
↓	班・町内会								
共通	身近な福祉活動者 民生委員 など								
	地区や地域の 活動団体・組織		利用できる資源 2 の活用						
	専門機関やサービス	3 自己負担でできる	1 自己負担でできる						
公助	行政・社協								

矢田郷地区の結果

- 1位 高齢者(独居、のみ世帯)や障害者の生活支援(認知症、薬の管理、安否確認・声掛け)
- 2位 交通の手段(交通の便が悪い、買い物に行けない、車がないと外出出来ない)
- 3位 地域活動者の人材不足
- 4位 行事の参加率が低い
- 5位 買い物をする店が少ない

### 東湊地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	介護の問題	若者がいない 家を継ぐ自覚を 持つ	近所のコミュニケーション不足	単身高齢者の見守り	外出時の移動手段	空き家、旧道の手入れ	イノシシの被害	交通機関が不便	人口減少の不安
↑	家族・親戚 など	様子をちゃんと見 る	3 日頃から声かけ する 公民館・集会所 の活用	1 鍵を閉けて入れ るように 2 できる範囲で困り ごと手助け	1 子どもにTELLして いる	1 市、県外でも手 入れすること	2 解決する		
↑	隣近所・友人 など		1 公民館・集会所 の活用	2 できる範囲で困り ごと手助け		3 家族に危険を伝 える			
↑	班・町内会		2 行事に参加する				1 報告する		
↑	身近な福祉活動者 民生委員 など								
↑	地区や地域の 活動団体・組織								
↑	専門機関やサービス	2 送迎サービス利 用		3 必要に応じて対 応	2 福祉バスは不便。 タクシーチケット を市が助成				
↑	行政・社協	3 介護度の見直し	1 働き場所の提供	3 必要に応じて対 応	2 必要に応じて対 応	2 更地にするため の税金問題対応	2 対策する	1 報告する、訴える	2 企業を呼んで欲 しい

自助

互助  
共助

↓  
公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	若者の地域活動参加	空き家、空き地管理	害獣の増加	車で移動出来ない	健康の維持	草むしり出来ない	単身高齢者の増加	住民が地域に無関心	空き家増加
↑	家族・親戚 など	1 意識づけ、本人 へ働きかけ		1 自分で病院、健 診に行く	1 自分が健康で続 けられるように		1 自覚を持つ	1 関心を持つように 2 説得	
↑	隣近所・友人 など	3 誘い合う、声かけ			3 手伝わしてもらうけ ど悪いと思う		1 日常の見守り		
↑	班・町内会	1 雰囲気づくり、声 かけ	2 地域での対策を 考える	2 100歳体操を続け る			3 災害時の対応	3 声かけ	3 行政と連携
↑	身近な福祉活動者 民生委員 など						2 全般的に		
↑	地区や地域の 活動団体・組織	2 ムードづくり、町 会長を応援する	3 組合等で防御、 対策	1 地区としてマイク ロバスの運営					
↑	専門機関やサービス			2 専門の人の方が 頼みやすい	3 薬のり君、送迎 無料に	2 お金で済むシル バー			
↑	行政・社協	3 周知、ペナルティ 支援	2 ノウハウ、作業支 援、補助	3 個人に頼めない ので					3 資金の補助

自助

互助  
共助

↓  
公助

### 東湊地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 空き家・旧道の管理
- 3位 単身高齢者見守り
- 4位 若者がいない
- 5位 イノシシ(害獣)被害

西湊地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自助	健康・認知症が不安	交通の便が悪い	生きがい	地域活動の存続危機	空き家の増加	人の集まる場所	今後一人暮らしが心配	駅前賑わいが少ない	交通手段がない
↑	1 予防する	3 自分で歩く	1 趣味を見つける	2 意識を高める	3 取扱いを話し合う		1 定期的に声かけ	3 活性方法について考える	
↑	家族・親戚 など								
↑	2 近所の様子を日頃から見る	2 仲良くして乗り合い					2 日頃のコミュニケーション、シェアハウスの検討		
互助	班・町内会		健康教室、100歳体操の実施	1 活性化するように盛り上げる	2 御蔵中跡地活用の働きかけ		3 専門機関へつなぐ		2 町内でバスを運用
↓	身近な福祉活動者 民生委員 など								
↓	地区や地域の活動団体・組織		催しの企画、声掛け	3 伝承の仕組みづくり	3 西湊公民館広場の開放			2 イベントの企画、高齢者の特技を生かす	
↓	専門機関やサービス	1 移動販売、タクシーの実施							3 乗り合いタクシーの構想
↓	行政・社協							1 官民一体の街づくり、意見を聞く	1 シーの補助券発行

	4班			5班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自助	町会参加と団結	交通の便が悪い	単身世帯の増加	介護施設に入れない	見守り体制構築が困難	引きこもりが心配
↑	3 参加する		3 地域に出る			
↑	家族・親戚 など		2 見守り			
↑	2 誘う		1 声掛け	3 見守り、声掛け		
互助	班・町内会		2 見守り		1 見守り、声掛け	
↓	身近な福祉活動者 民生委員 など		3 現状把握	1 声掛け	2 システム作り、見守り、声掛け	3 1、2と連携、支援
↓	地区や地域の活動団体・組織		3 現状把握			
↓	専門機関やサービス		2 見守り	2 受入を増やす	1 専門スキルの活用	
↓	行政・社協	1 公共の乗り物の運行		1 施設・サービスの増加、ニーズの把握	2 地域の支援者の育成、サポート	2 専門機関利用の援助や相談

西湊地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 1人世帯の増加
- 3位 介護施設に入れない
- 3位 健康が不安
- 3位 町会つながら
- 3位 地域活動の存続

### 石崎地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	若者が近くにいない	運転ができなくなる	店が少くない	障害者の生活が心配	独居高齢者心配	息子入院 母のケア	独居高齢者	空き家	買い物難民
↑									
家族・親戚 など	1 乗せていく		3 買い物代行	1 見守る	1 しっかりする	2 本人が頑張る	1 普段の付き合い	1 管理する	1 タクシー等利用
↑									
隣近所・友人 など	2 普段の付き合い	2 乗せていく		1 見守る	2 見守る	1 協力する	2 見守る	2 管理する	2 乗せていく
↑									
班・町内会	1 普段の付き合い						3 見守る	3 連絡する	3 乗せていく
↑									
互助 共助									
↓									
身近な福祉活動者 民生委員 など							3 見守る		
↓									
地区や地域の 活動団体・組織	3 普段の付き合い		1 買い物代行						
↓									
専門機関やサービス			2 移動販売	2 サービス	3 サービス				
↓									
行政・社協	3 公共交通			3 対応					

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買い物できない	高齢者の見守り	空き家	空き家	独居老人	免許返納後の交通	水害の不安	健康が不安	ゴミ出しできない
↑									
家族・親戚 など			3 空き家にしない	3 空き家にしない	1 見守り	1 タクシー等利用	3 自力避難	1 自己管理	1 まずは頑張る
↑									
隣近所・友人 など	2 見守る			1 見守り	2 見守り	2 乗せていく		2 声かけ	3 代わりに出す
↑									
班・町内会	3 見守る		2 把握し、連絡	1 把握し、連絡	3 見守り		2 声かけ	2 声かけ	2 協力する
↑									
互助 共助									
↓									
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 乗せていく	1 見守る							
↓									
地区や地域の 活動団体・組織	2 乗せていく		3 把握し、連絡					3 サロンなど	
↓									
専門機関やサービス	1 訪問販売								
↓									
行政・社協			1 所有者へ連絡	2 所有者へ連絡			1 工事		

### 石崎地区の結果

- 1位 高齢者の見守り
- 2位 空き家対策
- 3位 買い物ができない
- 4位 移動手段
- 5位 防災に関わること

和倉地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	ゴミ当番問題(高齢等)	免許返納後の移動手段	地域行事の参加率低下	単身高齢者の生活支援	交通手段が不便	役員のなり手不足	高齢世帯の見守り	空き家の増加	世代間交流の場所
↑	2 本人の代わりにできる限り送ってあげる	1 意識改革						1 自己管理	
↑	3 気遣い、交代							2 空き家・敷地の管理、清掃	
互助	1 班編成、ステーションの見直し	2 班長も出て声掛け		1 行事へ誘う声掛け		1 高齢者が多く頼める人がいない	1 決まった時間に声かけ		
↑				2 見守り、相談			3 行事の声かけ		1 行事のアピール
互助	3 行事内容を魅力的に					2 定期的な訪問			
↓					3 送迎ボランティアの実施	2 高齢者が多く頼める人がいない			2 声かけ
↓	3 2と連携				2 協力してもらう				
↓	2 移送サービスの検討、実施、情報提供	3 金銭的支援制度の創設		3 手当をあげる				3 条例の整備	3 独身の出会いの場を創設
公助	1 行政・社協								

	4班			5班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	近所のつながりが薄い	単身高齢者の安否確認	ゴミのポイ捨て問題	単身高齢者の見守り	子どもの居場所がない	障害者と地域のかかわり
↑		1 気がついたら拾う、美化を心がける				
↑	3 家族との連絡	2 友人、隣近所とのつながりを強く				
互助	1 声かけ、挨拶	1 声かけ、ポスト確認、電気確認				
↑	2 町内活動の参加、呼びかけ	2 町内会で協力しゴミ拾い				
互助		3 声かけ、見守り、家族へ連絡				
↓	3 運動会、コミセン行事への参加	2 地域づくり協議会でも意識				
↓						
公助	3 最終的に確認してもらおう	3 ゴミを捨てさせない仕組みづくり				

和倉地区の結果

- 1位 高齢者の見守り
- 2位 ゴミ当番、ポイ捨て
- 3位 移動手段
- 4位 地域のつながりが弱い
- 5位 交流の場

### 南大舌地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	移動手段	一人暮らしへの不安	空き家の増加 危険な家は壊す よう言う	空き家が増えている	イバシの増加	店がない	高齢者世帯が多い	交通手段が少ない	農地の管理
↑	3 子どもにきてもらう	1 子どもと共生	1		1 電柵の設置		1 情報提供してほ しい		3 水路の管理
家族・親戚 など	2 声かけ・同行			2 空き家の連絡先 の把握		1 声かけ	2 見守り・見回り・ 声かけ		
隣近所・友人 など				1 状況把握と定期 的な見守り	2 地域の要望を取 りまとめる				
班・町内会			2 つなぎ役、世話役				3 個人情報 の把握		
↑		2 見守り							
互助 共助				3 空き家の活用	4 狹友会への協力 依頼	2 民間団体へアプ ローチする		3 地域から声を上 げる	1 シルバーに除草 依頼
↓			2 町会と連携			3 生協を活用		1 移動販売をして ほしい	
公助		3 デイサービス等		4 空き家バンクの 活用	3 電柵設置の補助		2 後押ししてほしい	2 相談	
	1 費用助成 バス増便		3 移住者募集、空 き家バンク紹介						

### 南大舌地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 空き家対策
- 3位 高齢者の見守り
- 4位 一人暮らしの不安
- 5位 イバシ被害

## 北大吞地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班		
	1位 草刈り	2位 一人暮らしへの不安	3位 獣害	1位 移動手段	2位 見守り世帯の増加	3位 デジタル社会への対応
自分・個人			1 電気柵やトタン			1 理解する
家族・親戚 など						2 教えてもらう
隣近所・友人 など		2 何気なく見てわかる	3 技術指導 近隣で見回り		1 声かけ	
班・町内会	1 出てくる人で頑張る				2 ルール化	
身近な福祉活動者 民生委員 など		1 連絡をとる			3 見守り	
地区や地域の 活動団体・組織	2 他町に応援要請			3 住民同士で乗合 (課題多い)		
専門機関やサービス		3 郵便局や 民生委員と協力		2 料金を安く		
行政・社協	3 補助金 (少額でOK)		2 電気柵の補助	1 スクールバス コミバス		3 勉強会 広報手段の検討

自助

互助  
共助

公助



高階地区地域福祉懇談会結果

	1班		2班		3班		1位		2位		3位	
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	店がない	仕事と介護の両立	地域のつながり弱い	高齢者の買い物	高齢者の生活支援	担い手不足(農業等)	高齢者の見守り	ゴミ出し支援				買い物不便
↑												
家族・親戚 など												
↑												
隣近所・友人 など												
↑												
班・町内会												
↑												
身近な福祉活動者 民生委員 など												
↑												
地区や地域の 活動団体・組織												
↑												
専門機関やサービス												
↓												
行政・社協												

自助 ↑ 互助 共助 ↓ 公助

	4班		5班		6班	
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	店がない、移動不便	配食の安全面	災害時の対応	交通手段	高齢者ばかり	健康が不安
↑						
家族・親戚 など						
↑						
隣近所・友人 など						
↑						
班・町内会						
↑						
身近な福祉活動者 民生委員 など						
↑						
地区や地域の 活動団体・組織						
↑						
専門機関やサービス						
↓						
行政・社協						

自助 ↑ 互助 共助 ↓ 公助

高階地区の結果

- 1位 買い物
- 2位 高齢者の見守り、生活全般の支援
- 3位 地域の付き合いが弱い
- 4位 移動手段、交通手段の確保
- 5位 仕事と介護の両立



### 田鶴浜地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	一人暮らし	ゴミの分別	空き家	ゴミ集積場までの距離	災害時の高齢者救助	担い手不足	見守り	空き家	生活道路
家族・親戚 など			2 確認・判断する					1 自分で管理すべき	
隣近所・友人 など	1 毎日電話 新聞確認			3 一緒に持っていく	3 声かけ	1 助け合い	1 ゆるやかな見守り		
班・町内会	2 手渡しで回覧板	1 見守り当番	1 親戚に連絡	2 場所を設ける際 の対応	1 避難訓練	2 広報配り 回覧板	2 広報配り 回覧板	3 土地所有者わかからない	1 ボランティア
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 声かけ				2 居住者の把握	3 近所の方からつなぎ			
地区や地域の 活動団体・組織						2 協力			2
専門機関やサービス									
行政・社協	2 ゴミ分別の勉強会	3 緊急時の対応	1 場所を増やす	1 場所を増やす		3 人口増への対策		2 助成金の利用	

自助

↑

互助  
共助

↓

公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	一人暮らし高齢者	移動手段	健康寿命のばす	一人暮らしの見守り	買い物・ゴミ出し	老々介護問題 隠している (ブライド)	高齢者の見守り	空き家	買い物
家族・親戚 など	1 訪問、電話 スマホモニター	1 家族に頼む	1 自分で取り組む	3 素直に話す		1 子ども・家族の理解		3 解体	
隣近所・友人 など	2 コミュニケーション 声かけ			1 見守り	1 乗り合わせる		1 声かけ・見守り		2 乗り合い
班・町内会	4 コミュニケーション 声かけ			2	1 システム見直し(ゴミ)		2 声かけ	2 行政と連携、連絡	
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 日ごろの 情報把握			2	3つが連携し、 割り振り	2 サービスにつな げる	3 声かけ		
地区や地域の 活動団体・組織		3 地域で乗り合い	3 老人会、認知症 カフェ、サロン						
専門機関やサービス	5 介護保険の職員	2 送迎サービス利用	2 活動団体への補 助		2 移動販売	3 つながるサービス			1 移動販売 配達利用
行政・社協	2 バスの路線 タクシー券発行					4 つながるサービス		1 指導	3 路線の見直し

自助

↑

互助  
共助

↓

公助

	7班			8班			9班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
	高齢者一人暮らし	ゴミ出し	移動手段	引きこもり予防	買い物	地域行事の存続	空き家	地域行事の存続	空き家
自分・個人	3 集直に頼む、甘える	3 できるだけ協力	1 連携を密に	2 乗り合わせ、送迎					
家族・親戚 など			2 声かけ、見守り	2 乗り合わせ					
隣近所・友人 など	1 呼びかけを増やす	1 声をかけあう	4 見守り		2 行事の継続		2 組織の見直し	3 調査、把握	
班・町内会	2 出し方の周知		3 訪問、見守り						
身近な福祉活動者 民生委員 など			5 声かけ、お誘い		1 地域づくり協議会 1 で企画				3 見守り、つなげる
地区や地域の 活動団体・組織	2 内容を見直す	2 移動販売の誘致		1 配達サービス 1 送迎バス			1 リーダー育成		
専門機関やサービス		1 乗り合いタクシー					1 専門的意見	2 サービス提供	
行政・社協	3 助成を増やす	1 助成					3 補助金	2 地域と連携	1 相談支援

自助

↑

互助  
共助

↓

公助

	10班		
	1位	2位	3位
	ゴミ出し	横断歩道・信号なし	行政が遠い
自分・個人	1 市や地域に聞く	3 横断歩道まで行く	2 マイナンバーカード取得
家族・親戚 など			
隣近所・友人 など			
班・町内会	2 気にかける 助ける		
身近な福祉活動者 民生委員 など			3 代行サービスを作る
地区や地域の 活動団体・組織		2 PTA負担 地域ボランティア	
専門機関やサービス			
行政・社協	3 分別ガイドブック	1 信号作る	再任用職員で対 1 応

自助

↑

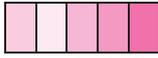
互助  
共助

↓

公助

田鶴浜地区の結果

- 1位 1人暮らし
- 2位 ゴミ出し
- 3位 空き家
- 4位 買い物
- 5位 担い手不足



### 中島地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	空き家の管理放置	イノジの被害	野良猫が多い	役場の廃止	交通手段が少ない	イノジの被害	近くに店がない	除草・雑木伐採	交流の場所がない
↑	2	2		3	2	3	2	2	
家族・親戚 など	2	所有者への連絡		3	2		2	2	
↑					3				
隣近所・友人 など					3				
↑									
互助 共助	1	1	1				1	1	1
↓									
公助	3	3		1	1		3	3	3

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	移動手段	災害時の移動・連絡	地域行事の参加難	近くに店がない	災害時の移動	雑草が多い	近くに店がない	町内の協調性	空き家
↑								1	
家族・親戚 など	1	1		3			1	2	1
↑									
隣近所・友人 など	1	1		1	1		2	3	
↑									
互助 共助	2	2	1		2	3			2
↓									
公助	3	3		2	3		3		

	7班			8班			9班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	交流の場所がない	ゴミ出し	市役所が遠い	買い物がない	イジシの被害	若者の働く場所	移動手段	交流の機会がない	草刈り・施設管理
↑	1 場所提供								
↑	1 助け合い						コミュニケーションをとる		
↑	2 声かけ、近所付き合い								
↑	3 周知			3 電柵の設置				1 お茶飲み会から	1 定期的に行う
互助 共助	身近な福祉活動者 民生委員 など								
↓	地区や地域の活動団体・組織		3 代行	1 ニーズ調査	1 有害鳥獣駆除	2 事業者と希望者のマッチング	2 情報のとりまとめ	2 行事等の企画	
↓	専門機関やサービス		2 代行	3 販売業者の協力		3 商工会中心に協力支援 企業誘致、創業支援	1 外出支援		2 シルバーに依頼
↓	行政・社協		1 週一開く、支所開く	2 協力・支援、情報提供	2 駆除に対する支援			3 お金の補助	3 調整・相談

自助

互助  
共助

公助

	10班			11班			12班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	交流の機会がない	生活困難(1人高齢者)	移動手段	体調不良時の病院移動	地域との交流不足	買い物が不便	イジシの被害	移動手段	人手不足
↑									
↑			1 遠隔地から通つて助ける	1 定期的の様子を見に来る		2 声かけ		2 のりあい	
↑			1 支え合い	2 今から近所と関係づくり		3 友人乗り合わせ		3 のりあい	
互助 共助	1 場の提供	1 情報提供と連携			2 配布物のある時に声をかける		2 農を仕掛ける		1 負担をへらす
↓	3 見守り、声かけ	1 見守り			3 定期的な訪問				
↓					1 活動参加をよびかけ				
↓					3 緊急性高いとき				
↓			1 移動販売			1 とくまる、まんぶく丸、行商			2 外国人や移住者を呼び込む
↓		1 サポートセンター、生活保護等					1 処分場をつくる	1 七尾市からコミュニケーションを交通手段	3 企業誘致

自助

互助  
共助

公助

	13班		
	1位	2位	3位
	イノジの被害	行事の参加難	道路が危険
自分・個人			
家族・親戚 など			
隣近所・友人 など			
班・町内会	対策を立てる、話し合い	町内合併、協力体制	2 要望書提出
身近な福祉活動者 民生委員 など			
地区や地域の 活動団体・組織	免許取得者を増やす	2 地区の合併、協力	
専門機関やサービス			
行政・社協	1 処理施設建設		1 要望通り修理

自助



互助  
共助



公助

### 中島地区の結果

- 1位 交通手段がない
- 2位 近くに店がない
- 3位 交流の場所がない
- 4位 イノジ被害
- 5位 地域行事の参加が困難

能登島地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	後継者、担い手不足	健康に対する不安	移動手段がない	イノジの対策	免許返納後の移動手段	若者減少後の組織と行事	運転不可になった時の生活	地域の担い手の減少	イノジの増加
家族・親戚 など	1 自己管理、健診	2 気をつけてもらう	1 頼んでみる	3 各々で畑対策					
隣近所・友人 など								呼びかけ、相互協力	
班・町内会	1 相談する				依頼しやすい人なら頼める(ただし事故の保障はできない)	声かけて出してもらう	決めてボランティア	2 魅力を伝える	2 山の管理
身近な福祉活動者 民生委員 など									
地区や地域の活動団体・組織	2 応援してもらう			2 地区で死体処理	お金を出し合い車を確保	他の地区に応援を頼む			3 団体、森林組合等で山の管理
専門機関やサービス	3 委託する	3 相談、受診	3 利用する			3	1 移動販売、病院バス、訪問診療		
行政・社協			2 なくさないようにする	1 時間外の連絡先			2 いタクシー	1 企業誘致	1 資格の緩和、捕獲手段の増加

自助 ↑  
互助 共助 ↓  
公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	免許返納後の交通手段	介護制度がよく分らない	若年層の仕事場がない	イノジの被害	通院や買い物に困る	独身男性が多い	公共交通の便が悪い	単身高齢者の見守り	イノジ、シカの被害
家族・親戚 など	2 乗せていく					2 知人等を紹介する		3 金銭的支援、定期的な電話	
隣近所・友人 など	3 乗せていく				3 用事ついでに乗せていく			1 買物支援、送迎	
班・町内会				3 町連、土地改良等で連携		3 紹介し、本人や家族をハックアップ			2 処分
身近な福祉活動者 民生委員 など	1 専門機関に繋ぐ							2 訪問、見守り、行政とのパイプ	
地区や地域の活動団体・組織			3 地域で子どもを育てる	1 町連中心で解決策を協議、働きかけ	1 意見、ニーズのとりまとめ	1 婚活、イベント実施	3 足りない部分をデマンド交通		
専門機関やサービス	1 乗り合いバスをつくる	3	1 優遇制度をつくる				2 効率化、値段下げる、PR		
行政・社協		2 講座などを用意	2	2 処分に当たっての支援、補助	2 補助制度を設ける		1 財政的支援		3 財政的支援

自助 ↑  
互助 共助 ↓  
公助

	7班								
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買物ができない	災害時のサポート	イノシシの被害						
家族・親戚 など	2 依頼する		1 檻、柵の設置						
隣近所・友人 など	3 ついでの用があれば頼む	1 救助							
班・町内会		1 救助							
身近な福祉活動者 民生委員 など									
地区や地域の 活動団体・組織		2 集合する	2 狢友会に連絡し 処分						
専門機関やサービス	1 移動販売の利用	3 移動							
行政・社協			3 神頼み、依頼する						

自助



互助  
共助



公助

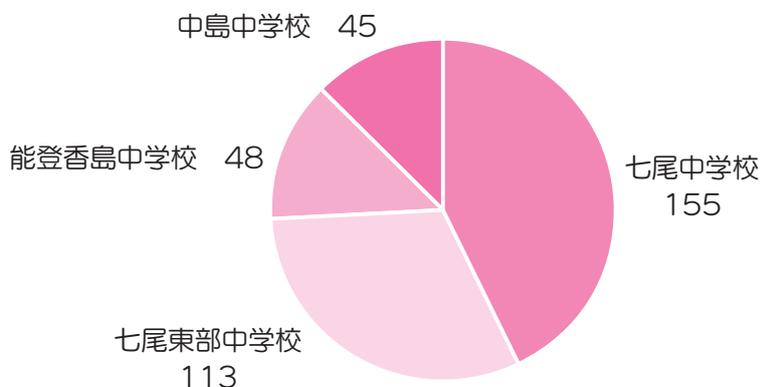
能登島地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 イノシシ、シカ対策
- 3位 地域の担い手不足
- 4位 買い物ができない
- 5位 高齢者の見守り

## 7. 未来の七尾市に向けた住民アンケート（中学生編）

アンケート実施期間	8月21日～9月11日		
対象	七尾市内の中学2年生 403名		
回答数 / 実施数	361/403		
回答率	89.58%		
回答数内訳	七尾中学校	155/164	94.51%
	七尾東部中学校	113/138	81.88%
	能登香島中学校	48/55	87.27%
	中島中学校	45/46	97.83%

### 回答数割合

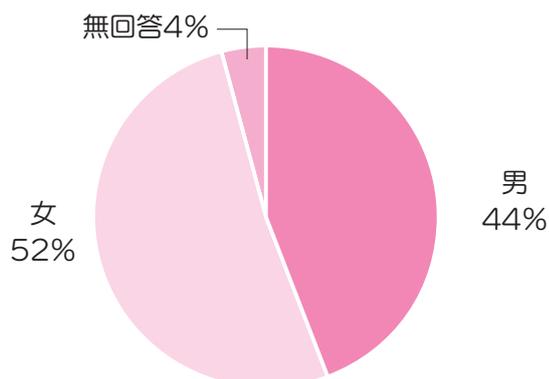


### 単純集計

質問1 あなたの性別を教えてください。

男	160	44.3%
女	186	51.5%
無回答	15	4.2%
合計	361	

### Q1 性別



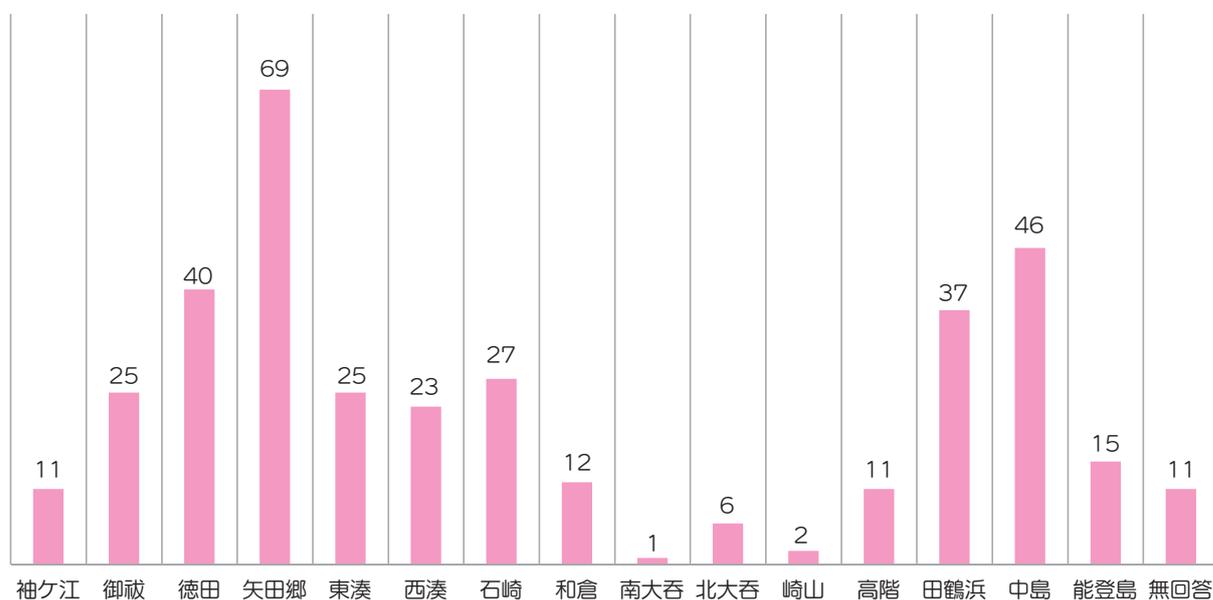
質問2 あなたの学年を教えてください。

中学2年

質問3 あなたの住んでいる地区を教えてください。

袖ヶ江	11	3.0%
御祓	25	6.9%
徳田	40	11.1%
矢田郷	69	19.1%
東湊	25	6.9%
西湊	23	6.4%
石崎	27	7.5%
和倉	12	3.3%
南大呑	1	0.3%
北大呑	6	1.7%
崎山	2	0.6%
高階	11	3.0%
田鶴浜	37	10.2%
中島	46	12.7%
能登島	15	4.2%
無回答	11	3.0%
合計	361	

### Q3 居住地区



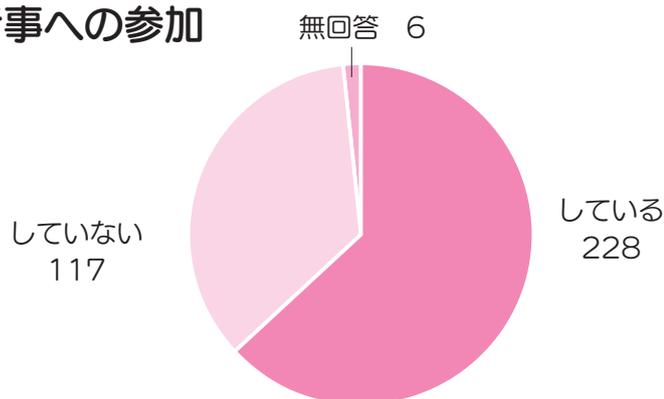
質問 4 あなたと一緒に住んでいる家族を教えてください。

自分と親	30	8.3%
自分と兄弟(姉妹)と親	196	54.3%
自分と兄弟(姉妹)と親と祖父母	75	20.8%
自分と親と祖父母	34	9.4%
自分と祖父母	0	0.0%
自分と兄弟(姉妹)と祖父母	9	2.5%
自分と兄弟(姉妹)	0	0.0%
その他	7	1.9%
無回答	10	2.8%
合計	361	

質問 5 あなたは自分の町会の祭りや行事に参加していますか。

している	228	63.2%
していない	127	35.2%
無回答	6	1.7%
合計	361	

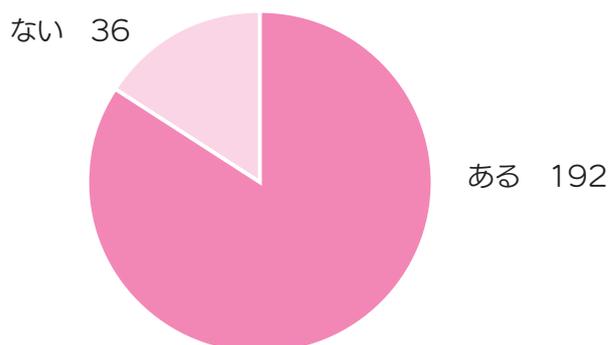
### Q5 地域行事への参加



質問 6 参加している人に質問です。参加してよかったことはありますか。

ある	192	84.2%
ない	36	15.8%
合計	228	

### Q6 参加してよかったこと



質問 6-2 あると答えた人に質問です。それはどんなことですか。

- 50 ○楽しいから  
 46 ○地域の人と親しくなれる、沢山の方と触れ合うことができる  
 29 ○(参加すると) お菓子やお金など報酬がもらえる  
 17 ○同じ地区(町)の友達ともっと仲良くなれる  
 8 ○地域の文化や歴史について、地域の道や人についてよく知ることができた  
 8 ○祭りなどでの役割にやりがいがある、楽しい  
 その他 イベントが沢山ある、達成感がある、大人にありがとうと言われた、  
 祭りでまちの人が楽しんでいるのが嬉しい など

質問 7 加していない人に質問です。参加していない(できない)理由を教えてください。

- 28 ○したくない、興味が無い、面倒くさい、疲れる、楽しさを感じない  
 35 ○部活、学校、勉強で忙しい、予定が合わない、時間がない  
 19 ○子ども会卒業後機会がなくなった、祭りが無い、参加できる行事がない  
 中学生は参加できない、地域行事をしらない  
 その他 親の仕事が忙しい、早朝なので、大変そうだから、強制でないから  
 交流がないから、引っ越し後町会に所属していない、町会の人と関わりたくない など

質問 8 同じ町の中に家族以外で話をしたり相談したりできる大人(成人・18歳以上)がいますか。

いる	94	26.0%
いない	243	67.3%
無回答	24	6.6%
合計	361	

質問 8-2 いると答えた方、その人との関係を教えてください。

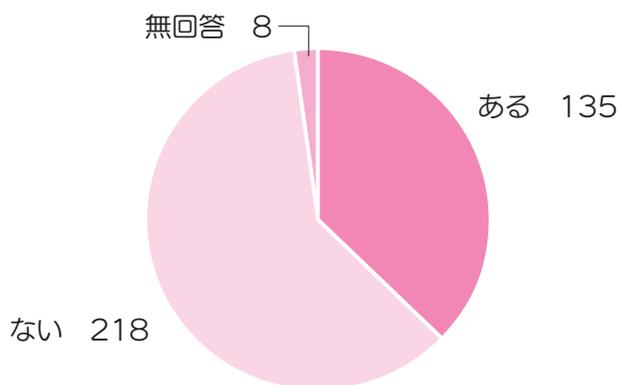
- 33 ○友達の母親(18) 父親(4) 親(4) 友達(6) 同級生の家族(1)  
 21 ○近所の人(17) 祭りで一緒になる人(3) 同じ町会の人(1)  
 27 ○いとこ(11) 親戚(5) 祖母(4) 祖父(3) 叔父叔母(2) 叔父(1) 母のいとこ(1)  
 ○親の友達(6)  
 ○クラブ・習い事の指導者(3)  
 その他 先輩、先生、公民館の主事さん など

質問 9 困ったことがあったら、どこに(誰に)相談していますか。

- 247 ○家族(34) 親(139) 母(39) 父(6) 姉(9) 祖父母(8) 祖母(5) 妹(1) 姉妹(2) 兄弟(4)  
 137 ○友達(117) 先生(18) 先輩(2)  
 4 ○いとこ(3) 叔母(1)  
 11 ○相談する人がいない(2) 相談していない(9)  
 その他 困らない(6) ネットで調べる(2) 自分で解決する(3) など

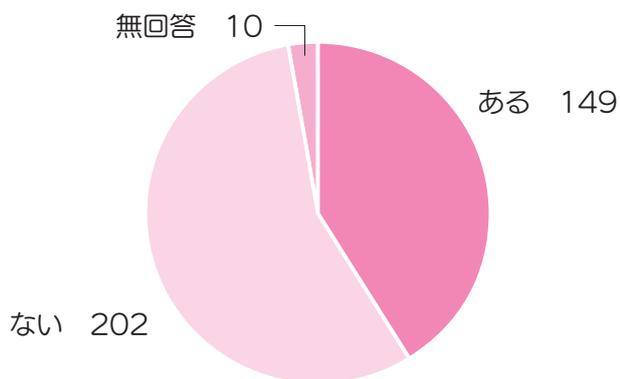
質問 10	あなたは自分からすすんでボランティア活動をした（参加した） ことがありますか。	
ある	135	37.4%
ない	218	60.4%
無回答	8	2.2%
合計	361	

### Q10 ボランティア活動への参加経験



質問 11	ボランティア活動に興味がありますか。	
ある	149	41.3%
ない	202	56.0%
無回答	10	2.8%
合計	361	

### Q11 ボランティア活動へ興味



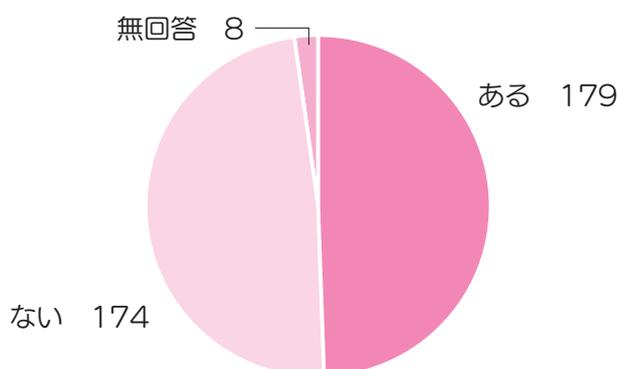
- 質問 12 どんなボランティア活動をしてみたいですか。  
 ○ゴミ拾い・ゴミ集め (97)  
 ○募金活動 (25)  
 ○人助け、人の役に立つ、人と関わるボランティア (20)  
 ○環境美化、掃除、草むしり、町をきれいにする (19)  
 ○海や川の掃除、海岸の清掃 (14)  
 ○被災地での活動、災害ボランティア (11)
- その他 お年寄りにインターネットを教える、犬の散歩、地域行事の手伝い、祭りのボランティア  
 子どもとの触れ合い など

- 質問 13 自分や自分の身の回りの人にとって「生活しづらい」ことはどんなことですか。  
 ○買い物をするところがない、公共交通機関が不便、車が無いと何もできない (113)  
 ○行きたい店、遊ぶところがない、少ない (24)  
 ○大型のショッピングモールやデパートがない (11)  
 ○歩道が狭い、道が整備されていない、横断歩道・信号がなく危険 (9)  
 ○街灯が少ない、ない所があり暗い
- その他 バス停や駅までが遠い、働くところがない、高校が少ない など

質問 14 自分が大人になるまでに、なった時に、かわっていて欲しいことはありますか。

ある	179	49.6%
ない	174	48.2%
無回答	8	2.2%
合計	361	

### Q14 大人になる時に変わっていて欲しいこと

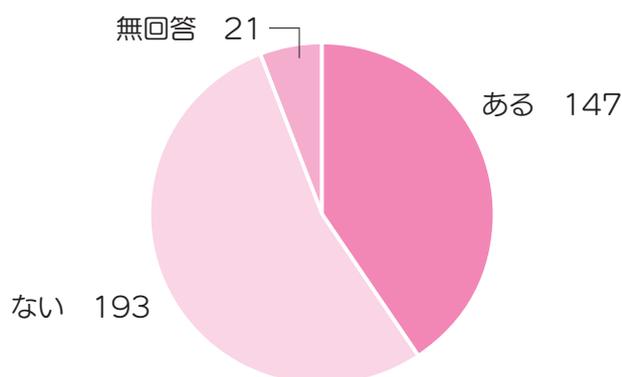


- 質問 14-2 あると答えた人に質問です。それはどんなことですか。
- ショッピングモールやデパートなど、いろいろなお店を増やしてほしい (45)
  - 遊べるような場所 (公園、映画館、デパートなど) が増えてほしい (26)
  - 人口が増える (若者が増える) (14)
  - にぎやかになって欲しい (都会になって欲しい、活性化してほしい) (13)
  - 安全な道路、段差や悪路の整備、道路の拡張 (7)
  - マナーを守る人が増えてほしい (タバコのポイ捨て、駐車場) (5)
  - 交通の便が良くなって欲しい (3)
  - その他 施設 (サッカー場、役立つ施設) を増やしてほしい、空き家の撤去

質問 15 今は大丈夫だけど、10 年後に、問題になっていると思うことはありますか。

ある	147	40.7%
ない	193	53.5%
無回答	21	5.8%
合計	361	

## Q15 10年後に問題になっていると思うこと



質問 15-2 あると答えた人に質問です。どんなことが問題になると思いますか。具体的に教えてください。

- 人口減少 (40)
- 少子高齢化 (少子化、高齢者の増加含む) (34)
- 環境問題 (ゴミ、温暖化、環境破壊) (32)
- 過疎化 (11)
- 人口の流出 (若者の流出) (7)
- 空き家の増加 (5)
- 経済不安 (仕事、収入、税金) (5)
- 生徒数減少による学校の統廃合 (4)
- 地域活動の機能不全 (町会組織、祭り) (3)
- その他 公共交通機関の維持、政治不安、地域の付き合いが薄れる など

質問 16 あなたは、10 年後、七尾市に住んでいると思いますか。

思う	138	38.2%
思わない	200	55.4%
回答	20	5.5%
無効	3	0.8%
合計	361	

## 8. 未来の七尾市に向けた住民アンケート（保護者編）

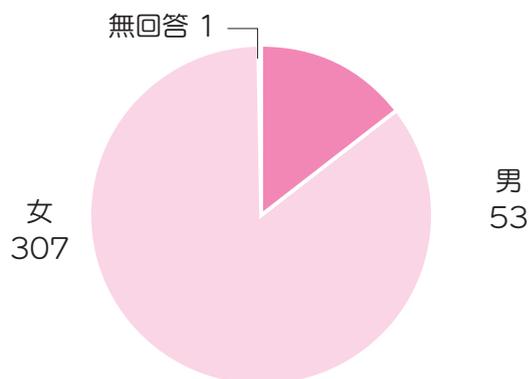
アンケート実施期間	8月21日～9月11日		
対象	七尾市内の中学2年生(403名)の保護者		
回答数/実施数	361/403		
回答率	89.6%		
回答数内訳	七尾中学校	155/164	94.5%
	七尾東部中学校	113/138	81.9%
	能登香島中学校	48/55	87.3%
	中島中学校	45/46	97.8%

### 単純集計

質問1 あなたの性別を教えてください。

男	53	14.7%
女	307	85.0%
無回答	1	0.3%
合計	361	

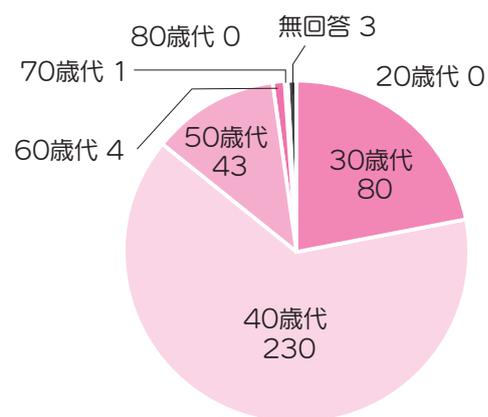
### Q1 性別



質問2 あなたの年代を教えてください。

20歳代	0	0.0%
30歳代	80	22.2%
40歳代	230	63.7%
50歳代	43	11.9%
60歳代	4	1.1%
70歳代	1	0.3%
80歳代	0	0.0%
無回答	3	0.8%
合計	361	

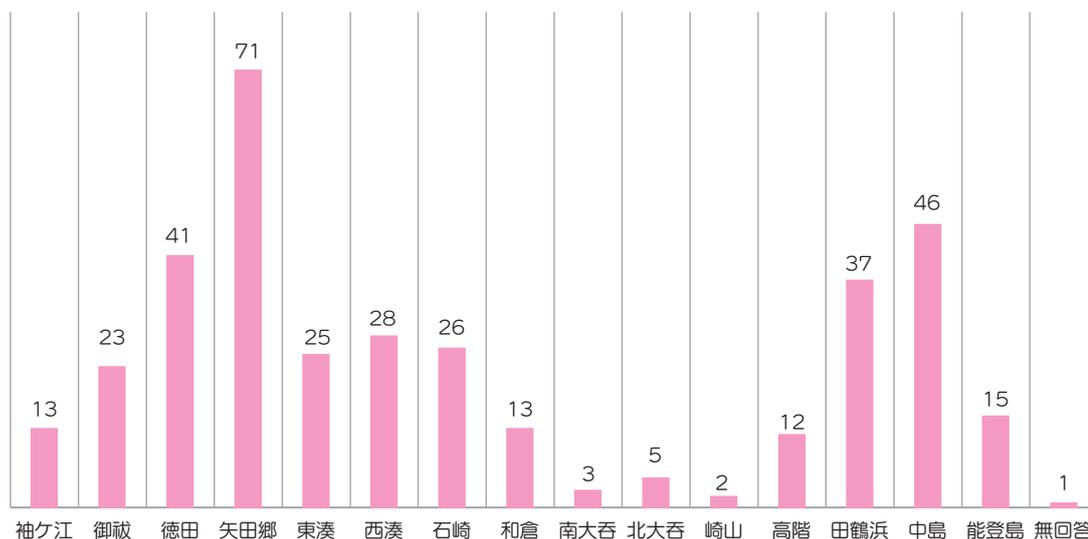
## Q2 年代



質問3 あなたの住んでいる地区を教えてください。(一つ〇を付ける)

袖ヶ江	13	3.6%
御祓	23	6.4%
徳田	41	11.4%
矢田郷	71	19.7%
東湊	25	6.9%
西湊	28	7.8%
石崎	26	7.2%
和倉	13	3.6%
南大呑	3	0.8%
北大呑	5	1.4%
崎山	2	0.6%
高階	12	3.3%
田鶴浜	37	10.2%
中島	46	12.7%
能登島	15	4.2%
無回答	1	0.3%
合計	361	

## Q3 居住地区



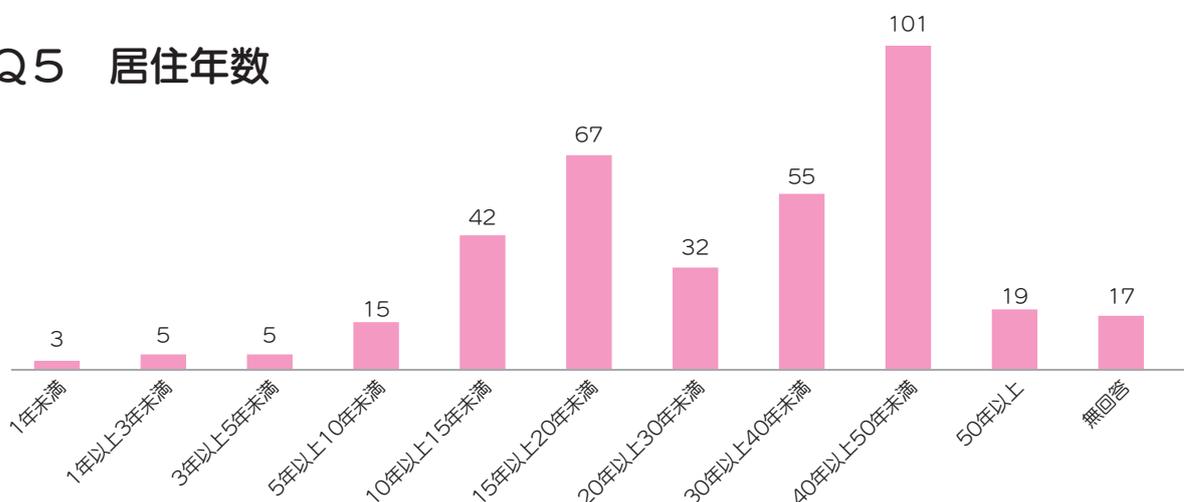
質問 4 あなたと一緒に暮らしている家族を教えてください。

自分と子と配偶者	181	50.1%
自分と子と配偶者と親（義親）	88	24.4%
自分と子と配偶者と祖父母（義祖父母）	7	1.9%
自分と子と配偶者と親（義親）と祖父母（義祖父母）	8	2.2%
自分と子	25	6.9%
自分と子と親（義親）	19	5.3%
自分と子と祖父母（義祖父母）	2	0.6%
自分と子と親（義親）と祖父母（義祖父母）	6	1.7%
その他	15	4.2%
無回答	9	2.5%
無効	1	0.3%
合計	361	

質問 5 本年7月末現在までの七尾市での居住年数を教えてください。

1年未満	3	0.8%
1年以上 3年未満	5	1.4%
3年以上 5年未満	5	1.4%
5年以上 10年未満	15	4.2%
10年以上 15年未満	42	11.6%
15年以上 20年未満	67	18.6%
20年以上 30年未満	32	8.9%
30年以上 40年未満	55	15.2%
40年以上 50年未満	101	28.0%
50年以上	19	5.3%
無回答	17	4.7%
合計	361	

## Q5 居住年数



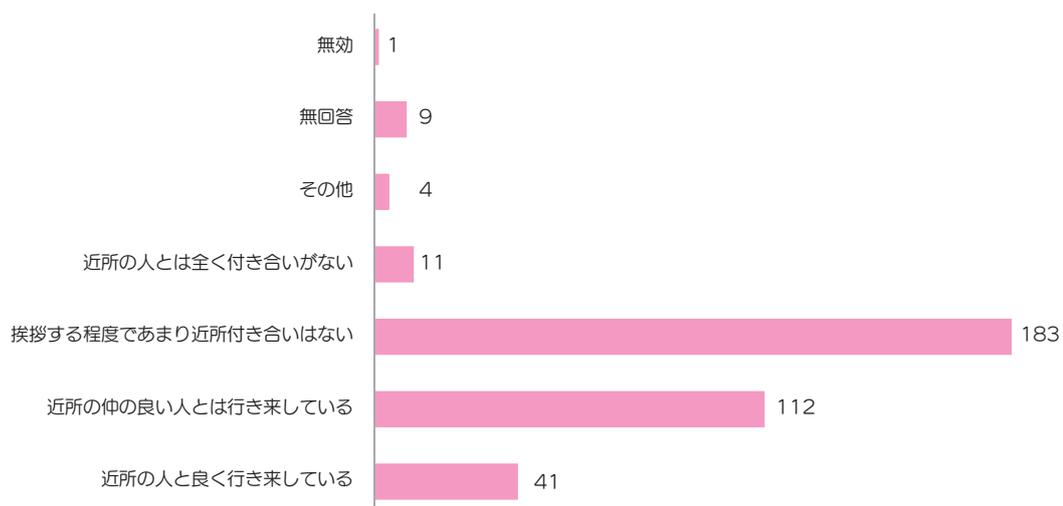
質問6 あなたご自身やご家族はどのようなご近所づきあいをしていますか。

近所の人と良く行き来している	41	11.4%
近所の仲の良い人とは行き来している	112	31.0%
挨拶する程度であまり近所付き合いはない	183	50.7%
近所の人とは全く付き合いがない	11	3.0%
その他	4	1.1%
無回答	9	2.5%
無効	1	0.3%
合計	361	

※その他

:地域に移り住んだ年数が短い、親が畑で話をしている、年に一度お食事会・祭りの準備、話をする、用事がある時は交流

## Q6 近所付き合い



質問7 質問5で「3. 挨拶する程度であまり近所づきあいはない」か「4. 近所の人とは全く付き合いがない」のいずれかを選択した方に伺います。  
近所づきあいをされていない理由は何ですか。

	該当	
仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない	135	59.7%
近所づきあいはわずらわしいので避けている	21	9.3%
近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう	27	11.9%
ふだん留守の家が多く、近所づきあいのほとんどない地区である	24	10.6%
その他	19	8.4%
合計	361	

※その他

○年寄りばかり、同世代が殆どいない、親の世代が多く親が近所付き合いをしている (6)

○現代はどの家族も近所付き合いをする生活スタイルではない、必要がない (3)

○そのくらいの距離感がちょうどいい、集合住宅の為あまり関りがいい (3)

○家の周りには商業地帯で会社や店が多く家は少ない (2)

(その他) 県外に住んでいた時色々大変だったから、特に意識はしていない

質問8 もしもあなたが地域から地域活動者になってほしいと依頼されたとき、引き受けることはできますか。

引き受ける	85	23.5%
引き受けない (出来ない)	263	72.9%
無回答	11	3.0%
無効	2	0.6%
合計	361	

質問9 上記で「2. 引き受けない (出来ない)」を選択された方に伺います。引き受けることが出来ない理由は何ですか。

	該当	
仕事や家の事情 (子育て、介護等) で忙しく、地域の仕事まで手が回らない	231	70.2%
近所に顔見知り少なく、役割を務めることが難しい	45	13.7%
引き受けてもいいが、つい消極的になってしまう	17	5.2%
地域の仕事の必要性が感じられない	17	5.2%
その他	19	5.8%
合計	329	

※その他

○家を留守にできないから、子育て・仕事が落ち着いたら受けられる (5)

○県外または以前、経験があり大変だったから (3)

○親が町会行事等に出ているから、地域に馴染みのある人がやった方がいい (2)

○病気のため、体調の問題 (2)

○全てにおいて人数が足りないから、仲間が複数いるならできるかも (2)

(その他) 積極的にやる方ではない、町会や祭りに必要性を感じていない、会長等中心として動く地域活動者は出来ない。でも協力は出来る、ひとつ引き受けるとあれもこれもと役員を押し付けられる。

質問 10 生活のしづらさはありますか。生活のしづらさを感じる分野を教えてください。

	該当	
交通	127	15.8%
買い物	152	18.9%
医療・健康	82	10.2%
福祉・介護	34	4.2%
子育て	75	9.3%
仕事	80	10.0%
収入・財産	72	9.0%
人間関係	26	3.2%
災害・防犯	28	3.5%
地域づくり	33	4.1%
騒音・悪臭	10	1.2%
その他	12	1.5%
困っていない	72	9.0%
合計	803	

質問 11 上記で回答したもののうち、最も大きな悩み・困りごとはなんですか。また、それを具体的に記入してください。

公共交通機関が不便 (23) 車が無いと生活できない (19)  
 親の送迎がないと子どもが移動できない環境 (7)、老後運転できなくなった時が不安 (7)  
 買い物する店が少ない、大型の店舗がない (30) 身近に買い物できる店がない (9)  
 小児科医・専門医が少ない (10)、個人病院が少ない (2)  
 子どもが遊ぶ場所がない・少ない (9)、子育て家庭・シングルマザーの支援 (5)  
 病児保育など環境整備 (5)、子どもの医療費の窓口での立替払い、無料化 (4)  
 近隣に高等教育機関がない (2)、県外に進学後七尾に戻る魅力がない (4)  
 働く場所がない、十分な収入を得る仕事がない (6)、生活費が高い (3)、  
 保険料・市民税が高い (3)、道路に信号・横断歩道がない・危険な場所が多い (6)  
 町会行事や祭り、ゴミ当番など役割をするのが負担 (4)  
 若者が少なく地域活動が困難になる (4)、モラル・マナー・ルールを守らない住民が多い (5)  
 その他 行政機関が近くになくなり手続きが不便、介護や子育ての相談窓口が欲しい、  
 指定避難施設の老朽化が不安 など

質問 12 困ったときに、あればよいと思った解決手段はなんですか。

	該当	
情報	213	37.2%
話し相手	68	11.9%
地域の協力	58	10.1%
専門家への紹介	60	10.5%
電話相談窓口	46	8.0%
インターネットによる相談窓口	50	8.7%
同じ悩みを持つ人同士が交流できる場	63	11.0%
その他	15	2.6%
合計	573	

※その他

○特になし、考えたことがない、特に期待はしていない (3)

○行政による助け、やる気のある市役所職員 (2)

(その他) 職場の人、宅配、家族の結束、意見の聞き取り

質問 13 生活の問題を解決したい時、よくどこに相談しますか。

	該当	
家族・親族	302	53.5%
近所の人	22	3.9%
友人	163	28.8%
町内会役員	13	2.3%
民生委員・児童委員	4	0.7%
地域包括支援センター	7	1.2%
社会福祉協議会	1	0.2%
障がい者総合相談窓口	1	0.2%
市役所	22	3.9%
その他	23	4.1%
相談する相手がない	7	1.2%
合計	565	

※その他

○会社の同僚、上司 (10)

○インターネット、SNS (5)

○その都度適切なところへ (2)

○学校、警察、本などを中心に自分で考えます。

質問 14 自分が高齢になった時、お住まいの町が、以下のどのような町であってほしいですか。

	該当	
緊急事態（災害等）が起きたときに声を掛け合える	274	24.6%
防災・防犯などの日頃の協力ができる	210	18.8%
子どもや高齢者のお世話等の助け合いができる	202	18.1%
お祭りなど住民間の交流の場がある	108	9.7%
大人も子供も挨拶をすれば返ってくる	173	15.5%
ご近所トラブル（騒音、臭い、ペット、人間関係など）の解決ができる	136	12.2%
その他	12	1.1%
合計	1,115	

※その他

自分の必要な支援を受けられる環境（2）、困ったことを相談できる窓口の充実（2）  
 できるだけ周囲に迷惑をかけない（1）、医療介護の面の充実があれば住みやすい（1）  
 施設や交通が便利（1）、福祉の充実（1）、情報が流れる体制づくり（1）  
 若者が定住する・しやすい町（1）、中心部以外でも仕事がある町（1）  
 その他 このままだと学校もなくなり人が離れて行ってしまふ。  
 全ての人が常識のある人でいてほしい、新たな取り組みにも積極的になって欲しい  
 老後にここに住んでいたくない

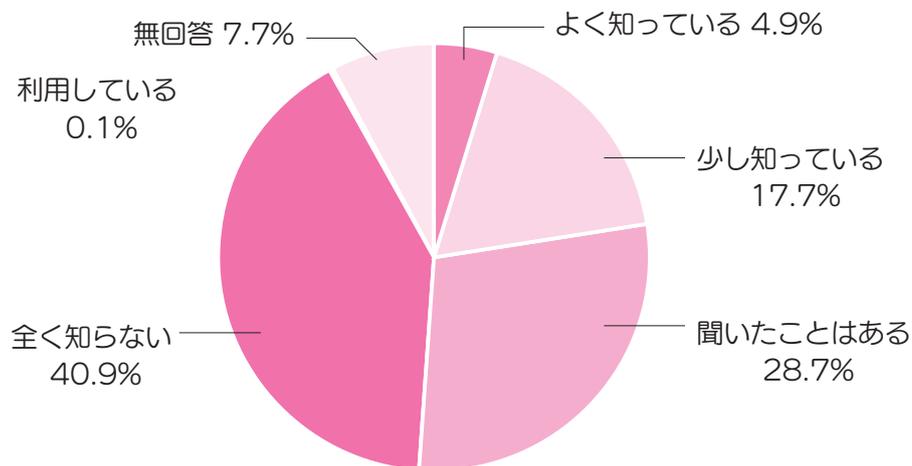
質問 15 本アンケート調査以外に、地域福祉（誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるしくみなど）に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

車なしで買い物に行ったり、様々なことを体験したい（2）  
 いろいろな年代が集まるイベントが沢山あるとよい（2）  
 人間関係の希薄化した現在で、どうしたら助け合える関係になれるか考える必要がある（2）  
 働いている世代が幅広いため、病気の子も含め簡単に預けられる場所を作った方がよい（2）  
 免許返納後を見据えて、自転車やシニアカーが走る歩道を整備したい（1）  
 行政手続きができるコミュニティセンターはやはり必要だと思う（1）  
 情報が入ってこない（1）高齢者に送付する通知等のフォローがほしい（1）  
 イベントの付き合いにより町内での縦と横のつながりが保てる（1）  
 個人情報保護の意識が助け合いなどの障害になっていると思う（1）  
 困った時に気軽に相談できるシステム、相談先を教えてくれる受付がほしい（1）  
 町内祭りなどは特に必要ないと感じる、意味が分からない（1）  
 訪問系のサービス拡大や充実が必要だ（1）  
 ご近所の方々は挨拶を交わして子どもたちを見守ってくださっていて感謝（1）  
 その他 医療費は病院で手続きしてくれる形に七尾もなってほしい  
 高齢者入浴券ではなく商品券かタクシー券にしてほしい

## 9. 成年後見アンケート

### 成年後見制度を知っていますか。

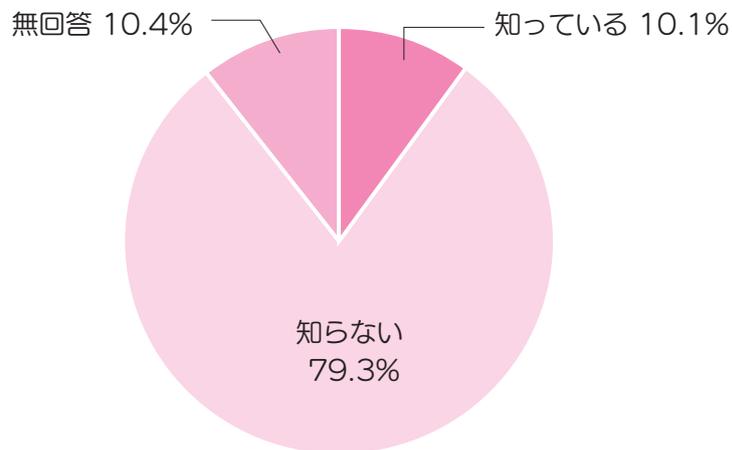
「よく知っている」は4.9%、「少し知っている」は17.7%となっています。



	高齢者	障害児	障害者
1. よく知っている	125人	3人	18人
2. 少し知っている	462人	13人	55人
3. 聞いたことはある	735人	20人	103人
4. 全く知らない	1,070人	20人	132人
5. 利用している	0人	1人	3人
6. 無回答	205人	1人	24人
総計 (2,990人)	2,597人	58人	335人

## 成年後見制度の相談窓口を知っていますか。

「知っている」は10.1%、「知らない」は79.5%となっています。



	高齢者	障害児	障害者
1. 知っている	267人	9人	28人
2. 知らない	2,070人	44人	274人
3. 無回答	273人	5人	33人
総計 (3,003人)	2,610人	58人	335人

## 10. 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議設置要綱

### (目的)

**第1条** 七尾市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくことを目的に、七尾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次の各号について審議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する事項についての評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の重要事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 推進会議の委員は、10名から15名以内をもって組織する。

**2** 委員は、次に掲げる者のうちから本会々長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織代表
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 教育・子育て関係者
- (5) 事業者・施設関係者
- (6) 当事者団体
- (7) 行政機関
- (8) 市民公募による者
- (9) その他、本会々長が特に必要と認める者

**3** 推進会議に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

**4** 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

**5** 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

**第4条** 委員の任期は、3年とする。

**2** 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

**第5条** 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

**2** 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

**3** 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**4** 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

**5** 委員は、会議で知り得た事項を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

**(報酬等)**

**第6条** 委員には、予算の定めるところにより報酬及び費用弁償を支払うものとする。

**(作業部会)**

**第7条** 推進会議には、第2条に掲げる所掌事項の調査及び検討を行うための作業部会を置くことができる。

**(庶務)**

**第8条** 推進会議の庶務は、本会事務局において処理する。

**(雑則)**

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議委員名簿（令和2年度）

五十音順

氏 名	所 属	備 考
岩 崎 洋 文	七尾市小中学校長会 七尾市立中島小学校校長	
大 杉 こずえ	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団 七尾訪問看護ステーション 看護師	
関 軒 明 宏	市民公募	
北 谷 俊 一	七尾市地区社会福祉協議会等連合会副会長 中島地区社会福祉協議会会長	
竿 漕 正 人	七尾市健康福祉部福祉課課長	
櫻 井 定 宗	七尾市総合福祉施設協議会副会長 社会福祉法人本宮福祉会本宮のもり幼保園園長	
田 中 純 一	学校法人北陸学院 北陸学院大学人間総合学部社会学科教授	委員長
長 田 弥十雄	石川県立田鶴浜高等学校校長	
八 崎 和 憲	七尾鹿島手をつなぐ育成会副会長	
久 木 稔 夫	七尾市老人クラブ連合会会長	
飛 弾 和 男	七尾市ボランティア連絡協議会会長	
藤 巻 洋 子	地域福祉推進員	
本 田 雄 志	七尾市町会連合会副会長	副委員長
間 蔵 町 子	国際ソロプチミスト能登 2017 年期会長	
守 世志子	七尾市民生委員児童委員協議会副会長 和倉地区民生委員児童委員協議会会長	

## 11. 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議作業部会設置要綱

### (設置)

**第1条** この会は、七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議（以下、推進会議という。）設置要綱第7条に基づき設置し、七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議作業部会（以下、作業部会という。）と称する。

### (所掌事項)

**第2条** 作業部会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 七尾市地域福祉活動計画の策定に必要な事項の調査及び検討
- (2) その他、推進会議から付託された事項

### (組織)

**第3条** 作業部会会員は、次の各号に掲げる者のうちから、七尾市社会福祉協議会（以下、本会という。）会長が委嘱する。

**2** 部会員は、次に掲げる者のうちから本会々長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織、地域づくり関係者
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 高齢者福祉関係者
- (5) 障害者福祉関係者
- (6) 教育・子育て関係者
- (7) 事業者・施設関係者
- (8) その他、本会々長が特に必要と認める者

**3** 作業部会には部会長及び副部会長を各1名置き、部会員の互選により選出する。

**4** 部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

### (任期)

**第4条** 作業部会会員の任期は、委嘱の目的の達成までとする。

### (会議)

**第5条** 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

**2** 作業部会には、必要に応じて部会員以外の出席を求めることができる。

**3** 部会員は、会議上知りえた個人情報等を他に漏らしてはならない。部会員の職を退いた後も同様とする。

### (報酬等)

**第6条** 部会員には、予算の定めるところにより報酬及び費用弁償を支払うものとする。

### (庶務)

**第7条** 部会の庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議作業部会部会員名簿 (令和2年度)

五十音順

氏 名	所 属	備 考
稲 田 薫	母乳育児サークル ハッピーマザー事務局、 看護師	副部会長
太 田 殖 之	株式会社おやゆびカンパニー代表取締役 七尾街づくりセンター株式会社	部会長
木 谷 昌 平	医療法人松原会七尾松原病院 ピアサポートのと管理者・ばいんの家代表	
高 位 千 鶴	看護師・地域福祉実践者	
高 沢 美和子	徳田地区民生委員児童委員	
田 尻 大 輔	田尻虎蔵商店、放課後等デイサービス経営、 七尾商工会議所青年部地域向上委員会担当副会長	
永 田 房 雄	矢田郷地区コミュニティセンター長	
橋 本 良 子	チーム KYE (移動販売まんぷく丸発起人) 管理栄養士 (石川県栄養士会)	
田 中 純 一	学校法人北陸学院 北陸学院大学人間総合学部社会学科教授	アドバイザー

## 12. 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議・同作業部会開催実績（令和2年度）

開催日	内 容
令和2年	
8月4日	第1回地域福祉推進会議 ○第2次地域福祉活動計画（後期計画）令和元年度 実施状況について ○3次地域福祉活動計画の骨子、スケジュールについて
	第1回作業部会 ○部会長及び副部会長の選出について ○事務局説明（作業部会の役割、全体スケジュール） ○ワークショップの説明・実施
8月21日～ 9月11日	未来の七尾市に向けた住民アンケート「中学生編」「保護者編」の実施
9月10日	第2回作業部会 ○ワークショップ
	: テーマ「買い物」、「生活」、「移動」 : 地区懇談会、中学生とその保護者向けアンケートで出た困りごとをテーマとし、テーマに対して住民が取り組む活動を考えるワークショップを実施
10月19日	第3回作業部会 ○ワークショップ
	: テーマ「見守り」「つながり・担い手」
10月30日	第2回地域福祉推進会議 ○第3次地域福祉活動計画の進捗状況について ○第2次地域福祉活動計画の評価と反省について
11月16日	第4回作業部会 ○ワークショップ
	: テーマ「介護・健康」、「環境・空き家」、「晩婚・未婚」
12月7日	第5回作業部会 ○ワークショップ
	: テーマ「防災・災害対策」「ボランティアの経験や興味が少ない」「子供が継続して地域に関わる仕組みがない、地域活動に参加しない」
12月14日	第3回地域福祉推進会議 ○第3次地域福祉活動計画の本文について
令和3年	
1月4日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
2月22日	第3次活動計画を提出